

# ひとり親家庭福祉のしおり



新座市役所 こども支援課 TFL 048-477-1548 ひとり親家庭の自立に関する相談 毎週月~金(祝日除く)

午前9時15分~正午/午後1時~午後4時45分まで

# ひとり親自立支援

# ~~~こども支援課~~~

TFL 048-477-1548

就労してステップアップ! **今のうちに資格を取得!** 

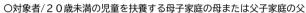


# ひとり親自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立・就労に向けた支援を行うため、専門の相談員による相談を実施します。 個々の就労希望や状況に応じた自立支援計画をつくり、必要に応じて公共職業安定所等と緊密に連携し、きめ細やかな 就業・自立支援を行います。

#### ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

就職に必要な資格取得のため指定された教育訓練講座を受講した場合、修了後に受講費の一部を補助します。 事前相談・申請が必要です。※受給要件、所得制限あり。



○対象講座に要した受講料の60%相当額(上限20万円)



# ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親の方が、経済的な自立に効果的な資格取得のために1年以上養成機関で修業する場合に、 生活費を援助する制度です。

事前相談・申請が必要です。※受給要件、所得制限あり。



○対象者/20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母または父子家庭の父

○対象資格/看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、美容師、作業療法士、その他市長が適当と認める資格

課税状況	手当額(月額)	最終1年間のみ
住民税課税世帯	70,500円	110,500円
住民税非課税世帯	100,000円	140,000円



課税状況	手当額(月額)
住民税課税世帯	25,000円
住民税非課税世帯	50,000円

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格を取得するひとり親家庭の親に対し、貸付を行います。 〇対象者/20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母または父子家庭の父

〇入学準備金(上限50万円)

〇就職準備金(上限20万円)

※一定の条件を満たすと返済免除となります。

埼玉県社会福祉協議会 TEL. 048-824-3370

# 手当-助成

### ~~こども給付課~~



#### 児童手当

中学3年生までの児童を養育する方に支給されます。※所得制限上限限度額を超えると不支給。 児童手当担当 TEL.048-477-2737

児童の年齢	手当額(月額)	所得制限超過
3歳未満	15,000円	
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)	5,000円
中学生	10,000円	



#### 児童扶養手当

18歳になる年の年度末まで(一定以上の障がいがある場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親等に支給します。※受給要件、所得制限あり。

児童の人数	全部支給(月額)	一部支給(月額・所得額に応じて決定します。)
1人	44, 140円	10,410円~44,130円
2人	10,420円加算	5,210円~10,410円加算
3人以上	1人につき6,250円加算	1人につき3,130円~6,240円加算



### ひとり親家庭等医療費

18歳になる年の年度末まで(一定以上の障がいがある場合は 20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等に係る医療 費(保険診療の一部負担金)を助成します。 ※受給要件、所得制限あり。

# JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当の受給世帯員がJR通勤定期券を購入する場合、 3割引になります。

児童扶養手当・ひとり親医療担当 TEL.048-424-9619

子どもの相談

# 子どもを預けたい

#### 新座市ファミリー・サポート・センター

育児の援助をしてほしい方と育児の援助が できる方をつないでサポートします。 《対象児童》

○生後2ヶ月から小学校6年生まで こども支援課(市役所内)TEL.048-424-8277

# ~~保育課~~

TEL. 048-477-2779



### 家庭児童相談室

子どもの子育てに関わる相談に応じます。 こども支援課(市役所内)TEL.048-477-2865



#### 新座市保健センター

健康に関する相談に応じます。 TEL.048-481-2211

新座市児童発達支援センター「アシタエール」 心配がある子どもに関する様々な相談に応じます。 TEL.048-485-9783

# (県) 所沢児童相談所

子どもの養育、虐待、非行に関する相談に応じます。 TEL.04-2992-4152

# 保育園

新座市には未就学児の子どもを預かる施設として、認定 こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業、家庭保育 室があります。

# 一時預かり保育

一時的に保育が必要になる場合に利用できます。 ※園により異なります。

# 病後児保育

市内在住又は在園、在学の小学校3年生までの児童で、 病気の回復期で集団保育が困難であり、仕事などの事情 により家庭で保育できない場合に利用できます。

《実施園》※申込は実施園へ直接

○すこやか保育園(8か月から)

○オリーブの木保育ルーム(10か月から)



#### 法律相談-養育費-親子交流

### 法テラス

トラブル解決に役立つ情報を丁寧に ご案内します。



弁護士相談:一回30分、3回まで無料 TFL 0570-078374

# (県) 西部母子・父子福祉センター

無料弁護士相談・各種相談・養育費《予約制》

TFI 049-283-7991

しています。

#### 弁護士による法律相談

法的トラブルについて、弁護士が相談をお受けします。 一回20分《予約制》

地域活動推進課(市役所内) TEL. 048-477-1583

#### 養育費等相談支援センター

養育費に関する相談の他、親子交流等の問題も含めて、 電話相談や面接による相談を行っています。 TEL. 03-3980-4108

### (公財) 埼玉県ひとり親福祉連合会 (県からの事業認定団体)

ひとり親への交流・相談支援、離婚について



の法律相談を受け付けています。 パソコン教室開催、機関紙発行などの活動も

住所:さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (埼玉県浦和合同庁舎内) TEL.048-822-1951

# 住字相談

# (県) 住まい安心支援ネットワーク

○埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度 住まい探しをサポートする制度です。 TEL. 048-325-3017



# 県営住宅の募集

募集は年4回(1月・4月・7月・10月)です。

埼玉県住宅供給公社

公営住宅部県営住宅課 TEL. 048-829-2875 住まい相談プラザ TEL. 048-658-3017 ※市役所3階建築審査課に申込書あり。



# 生活相談

#### 福祉相談室

福祉に関する困りごとやDV、離婚等の相談を受け止め、 適切な部署や支援におつなぎします。 毎週 月・水・金《祝日を除く》 福祉相談室(市役所内)TFL 048-477-1835

# (県) 男女共同参画推進センター

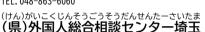
With Youさいたま

人間関係、家族、夫婦、配偶者からの暴力などの相談に 応じます。

TEL 048-600-3800

# (県)婦人相談センター

DV無料相談、秘密は守られます。 TFL 048-863-6060



専門家(せんもんか)が入管(にゅうかん)や労働(ろう どう)、法律(ほうりつ)についての専門相談(せんもん そうだん)におこたえします。

TEL 048-833-3296

# 什事を応援

#### ハローワーク朝霞(朝霞公共職業安定所)

就職までのステップに合わせてサービスを提供しています。 就職活動に関することは何でもご相談に応じます。 TEL. 048-463-2233

#### ハローワーク所沢マザーズコーナー (所沢パートバンク内)

子育てと両立しやすい仕事情報の提供、担当者制・予約 制による継続的な個別支援をしています。

キッズコーナーあり。

TEL. 04-2993-5334

#### 新座市ふるさとハローワーク

職業相談員による職業相談や職業紹介を行っています。 市役所 3 階 TEL. 048-477-1859

#### 就業相談

就職及び就業支援、求職中の方の復職支援等、専門の キャリアカウンセラーがお話を伺います。 毎月第3木曜日《予約制》 産業振興課(市役所内)TEL.048-477-6346

# 貸付

### (県) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母、または父子 家庭の父、かつての母子家庭であった寡婦、父母のない 児童の経済的自立や福祉増進を目的とした貸付制度です。 貸付の種類によって貸付条件が変わります。 申請から交付まで1~2ヶ月かかることがあります。 詳細は、西部福祉事務所にお問い合わせください。

#### 《貸付の種類》

○就学支度・修学・修業(原則無利子)

○就職支度・技能習得・医療介護・生活・転宅・住宅・ 事業開始・事業継続・結婚

(無利子又は年利1.0%)

西部福祉事務所 TEL. 049-283-6780

※西部福祉事務所には、母子・父子自立 支援員がおり、母子及び父子並びに寡婦 福祉資金に関することをはじめ、各種の 生活相談に応じます。 お気軽にご相談ください。



# 生活の応援

# 遺族年金

亡くなった方によって生計を維持されていた配偶者や 子どもに、亡くなった方が加入していた年金制度から 遺族年金が支給されます。

※受給要件・所得制限あり。

日本年金機構ねんきんダイヤル

(支給額など) TEL.0570-05-1165

国保年金課・国民年金係(市役所内) TEL, 048-424-9612

#### 国民年金保険料の免除

未婚のひとり親・寡婦で前年所得が基準額以下の場合、 国民年金保険料の免除申請ができます。 国保年金課・国民年金係(市役所内) TEL. 048-424-9612

# 税法上の優遇措置

○所得税や住民税(市・県民税)のひとり親控除。 課税課(市役所内) TEL. 048-423-9200

○マル優(少額貯蓄非課税制度)の適用。 ※受給要件あり。 お問い合わせ先は各金融機関まで

# 学費の相談

### 就学援助制度

学用品費、修学旅行費、学校給食費など の経費を揺削します。



各学校または学務課(市役所内) TFL 048-477-6869

#### 新座市の無利子の貸付制度

経済的な理由により、修学困難な方に、無利子で 貸付けを行っています。

《貸付の種類》

〇新座市奨学金貸付制度

申請期間は年2回(4月・10月)

○新座市入学準備金貸付制度

申請期間は年3回(6月・10月・1月)

※申請要件、所得制限あり。

学務課(市役所内)TFI\_048-477-6869

# 高等学校等就学支援金制度

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料 支援の仕組みです。進学先の学校から案内があります。 詳細は、学校にお問合せください。

# 埼玉県高等学校等奨学金制度、 国公立高等学校に進学する生徒への 修学支援制度

お問い合わせ先は各高校、埼玉県教育局財務課まで 埼玉県教育局財務課 TFL 048-822-5670

# 日本学生支援機構

経済的な理由で進学が難しい学生でも、 学資の貸与や給付などにより、学生を 支援しています。



詳細は、在学中の高校または進学先の 大学等にお問い合わせください。

# (一財) あしなが育英会

奨学金によって遺児や親が障がいの家庭の子どもの 学業を応援しています。

TEL. 03-3221-0888

# (公財)交通遺児育英会

奨学課

TEL. 03-3556-0773(直通) TEL. 0120-521286(フリーダイヤル)

